

建築協定・(都市)景観協定地区早調べ表

令和6年11月11日現在

区	町名フリガナ	町名	丁目	協定地区名
千種	イ イフネド 町	稲舟通	1	見附第一町内
	カ カバシ	香流橋一丁目		香流橋一丁目地域
	キ キバ ヤチヨ	桐林町	1	桐林地区
			2	
	サ サカガ 丘	桜が丘		桜が丘東住宅地区
	タ タモトド 町	田代本通	2	山添町地区
			3	
	ト トガ ワマチヨ	徳川山町	2	徳川山町地区
			3	
	ナ ナメチヨ	南明町	3*	南明町3丁目
	ニ ニツトド 町	日進通	6	山添町地区
	ホ ホミチヨ	穂波町	1	穂波町
			2	
			3	
	マ マヤマチヨ	丸山町一丁目		桐林地区
東	ミ ミチヨ	見附町	1*	見附第一町内
	ヤ ヤマ イチヨ	山添町	1	山添町地区
北			2	
	ト トガリ	徳川一丁目		徳川一丁目前ノ町地区
西	ヤ ヤガ チヨ	山口町		
	オ オガネ	大曽根二丁目		大曽根街づくり
中村	ヒ ヒガ シツマ	東味鋺二丁目		味鋺東地区
	ナ ナノ	◎那古野一丁目		那古野一丁目地区
中	メ メイキ	◎名駅三丁目		名駅三丁目地区
		名駅四丁目		愛知県産業労働センター・名古屋知立ロード地区
昭和	チ チダ	千代田五丁目		アーバン千代田
	サ サエ	◎栄三丁目		住吉通
瑞穂	ニ ニヰ	◎錦三丁目		錦三丁目地区
	コ コバ	御器所三丁目		御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区
瑞穂	タ タミチヨ	高峯町		高峯町住宅地区
	サ サチヨ	滝子町		滝子町
瑞穂	マ マチヨ	丸屋町	4*	丸屋町4丁目
			5	丸屋町5丁目(北地区)
瑞穂			6	丸屋町5丁目(南地区)
				丸屋町6丁目5組
瑞穂	イ イダ チヨ	石田町	2	洲山町3丁目町内会地区
	イ イトチヨ	井の元町		東井の元町
瑞穂	ス スヤマチヨ	洲山町	1	洲山町3丁目町内会地区
			3	

区	町名フリガナ		町名	丁目	協定地区名	
南	ト	トミチヨ	戸部町	2	戸部町南部地域	
				3		
				4		
	マ	マツチヨ	松池町	2		
ヨ	ヨミチモチ	呼続元町 27 番		グエルデアーダ 桜本町		
中川	ス	スミツ	助光二丁目		なかのゆかり	
守山	オ	オヤヰ	大屋敷		大屋敷地区	
		カクタカ	小幡中二丁目		小幡稲荷前団地	
		サカザカ	桜坂	1	シバヤ志段味まちづくり	
		ニヨ	西城一丁目		大屋敷地区	
緑	ア	アカ	相川三丁目		萩ケ丘西地区	
	ナ	ナルミチヨ	ナルチヨ	鳴子町	4 5	なるこ東地区
			イハ	鳴海町字石畑		鳴海町南荘
			カカ	鳴海町字片坂		
			シュチ	鳴海町字宿地		
			デゾヤ	鳴海町字伝治山		グローブガーデン野並南
			トリデ	鳴海町字皆		鳴海町南荘
			ホ	ホカイ		ほら貝一丁目
		萩ケ丘東地区				
		みどりヶ丘南地域				
		みどりヶ丘西地域				
	ほら貝二丁目				みどりヶ丘北地域	
					みどりヶ丘東地域	
		ほら貝三丁目				みどりヶ丘南地域
	ウ	ウメリザカ	梅森坂一丁目		梅森坂第一地区 梅森坂第二地区	
			梅森坂二丁目*		梅森坂第一地区	
			梅森坂三丁目		梅森坂第一地区 梅森坂第二地区	
		ウメリザカニシ	梅森坂西一丁目		梅森坂西地区	
梅森坂西二丁目*						
コ		コバチヨ	小井堀町		小井堀町地域	
		ゴクラ	極楽三丁目		極楽三丁目地区	
タ		タチヨ	高社一丁目		高社一丁目北地区	

- ◆ 町名欄に「◎印」があるものは(都市)景観協定地区内である可能性が
あることを表します。(◎印のないものは建築協定地区内です)
- ◇ 町名／丁目の欄で「* 印」があるものは、全域が建築協定地区内である
ことを表します。
- ◇ 上記の協定地区に近接する場所での建築の際に、事前協議のご協力をお
願いする場合があります。
- ◇ 載っている町名すべてが協定区域であるというわけではありません。

◆◆ 名古屋市ホームページ ◆◆



建築協定地区（(都市)景観協定地区も載っています）
<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-5-3-2-0-0-0-0.html>

【区域等に関する詳細な問い合わせ先】

- ・ 建築協定区域……建築指導課(電話 052-972-2918)
- ・ (都市)景観協定区域（◎印あり）
…ウォーカブル・景観推進課（電話 052-972-2732）

建築協定・(都市)景観協定をご確認ください

名古屋市内では、建築基準法に基づく「建築協定」、景観法に基づく「景観協定」、そして都市景観条例に基づく「都市景観協定」があります。これらの協定は、地域の皆さんが話し合っまちづくりのルールを定め、運営しているものですが、良好な住環境または商店街の利便性等を維持増進するためには、計画の早い段階から地元の運営委員会と相談していただくことが必要です。建築工事等を計画する際には以下の手順で各種協定の有無を確認し、協定地区とそれに近接する地域*に該当する場合には、確認申請を提出する前に、運営委員会までご連絡していただきますようお願いします。

*「近接する地域」とは、各種協定地区に接する敷地を指します。

● 建築協定・(都市)景観協定の有無の確認方法と手続きについて

- 1 裏面の「建築協定・(都市)景観協定地区早調べ表」で、町名をもとに、大まかに協定の範囲内かどうか調べてください。
- 2 協定がある場合、名古屋市のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先に電話をして、協定地区またはそれに近接する地域であるかどうか確認します。(※協定によって確認先が異なります)
- 3 協定地区またはそれに近接する地域であれば、お問い合わせ先に連絡し、運営委員会の連絡先をおたずねください。

運営委員会に
連絡・協議

確認申請
提出

建築協定・景観協定をホームページで確認



ホームページアドレス及びデザインは予告なく変更される場合があります。

名古屋市のトップページアドレス
<https://www.city.nagoya.jp/>

「建築協定」「景観協定」「都市景観協定」と入力し検索をクリック

「建築協定地区(事業向け情報)」もしくは「景観協定」「都市景観協定」をクリック

地図を見たい協定地区名をクリック

協定の概要や地図等が表示されます。

【お問い合わせ先】

・「建築協定」に関すること

…名古屋市住宅都市局建築指導部 **建築指導課** 市街地建築担当(名古屋市建築協定連絡協議会事務局)
電話 052-972-**2918** / FAX 052-972-4159

・「景観協定」「都市景観協定」に関すること

…名古屋市住宅都市局都市計画部 **ウォーカブル・景観推進課** 都市景観担当
電話 052-972-**2732** / FAX 052-972-4485